

I 実地検査における 指摘事項及びチェック ポイント（運営管理）

令和5年度

東京都福祉局指導監査部指導第一課
施設サービス検査担当

研修内容

- 1 実地検査における主な指摘事項及び基準条例等とチェックポイント
 - ① 人員基準を満たした職員配置
 - ② 建物設備等の適正な管理
 - ③ 適正な勤務表の作成
 - ④ 事故防止対策
 - ⑤ 介護報酬
- 2 今後の施設運営について
- 3 令和6年3月31日まで経過措置中の施設サービスの基準について

1 実地検査における主な指摘事項及び基準条例等とチェックポイント

① 人員基準を満たした職員配置

【指摘事例】

- 機能訓練指導員が配置されていなかった。
(介護報酬の加算を算定していないので未配置でもいいと勘違いしていた。)
(理学療法士等の資格の有無を確認していなかった。)
- ユニット型施設において、ユニットごとに常勤のユニットリーダーが配置されていなかった。
(非常勤職員であった。研修未受講者のみで配置していた。)

① 人員基準を満たした職員配置

<機能訓練職員の配置>

<p style="text-align: center;">指定条例</p> <p>(東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例)</p>	<p style="text-align: center;">指定条例施行規則</p> <p>(東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則)</p>
<p>(従業者の配置の基準)</p> <p>第4条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる従業者を東京都規則で定める基準により置かなければならない。(以下略)</p> <ol style="list-style-type: none">1 医師2 生活相談員3 介護職員又は看護師若しくは準看護師4 栄養士又は管理栄養士5 <u>機能訓練指導員</u>6 介護支援専門員	<p>(従業者の配置の基準)</p> <p>第3条 条例第4条に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1から3(略)4 栄養士又は管理栄養士 1人以上5 <u>機能訓練指導員 1人以上</u>6 介護支援専門員 1人以上(入所者の数が100又はその端数を増すごとに1人を標準とする。)

① 人員基準を満たした職員配置

指定条例施行要領

(東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行要領)

第2 人員に関する基準(条例第4条、規則第3条)

3 機能訓練指導員

規則第3条第7項の「訓練を行う能力を有すると認められる者」とは

- ・理学療法士
- ・作業療法士
- ・言語聴覚士
- ・看護職員
- ・柔道整復師
- ・あん摩マッサージ指圧師
- ・はり師又はきゅう師の資格を有する者(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)とする。

ただし、入所者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練指導については、当該施設の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えないこと。

【チェックポイント】

- 理学療法士、その他必要な資格を有しているか？(資格証の確認)
- はり師又はきゅう師の場合、勤務経験の期間を満たしているか？

① 人員基準を満たした職員配置

指定条例	指定条例施行規則
<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第46条 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう従業者の勤務体制を定めなければならない。</p> <p>2 前項の従業者の勤務体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、<u>継続性を重視したサービスの提供に配慮し、規則で定める配置を行わなければならない。</u></p>	<p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第10条 条例第46条第2項に規定する規則で定める配置は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>1 昼間は、各ユニットに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。</p> <p>2 夜間及び深夜は、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。</p> <p>3 <u>各ユニットに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</u></p>

【チェックポイント】

- ユニットリーダーは常勤か？(雇用契約書、出勤簿)
- 必要な資格等を有しているか？(資格証、研修受講証明書)
- 勤務表の従業者は、実際に勤務しているか？(出勤簿、雇用契約書、賃金台帳)

② 建物設備等の適正な管理

【指摘事例】

- 居室、静養室にブザー又はこれに代わる設備が設置されていなかった。(設備はあるが、複数でブザー未設置。)
- 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けていなかった。(消火器の使用期限切れ。必要な箇所に未配置。)
- 施設の構造概要及び平面図、並びに施設及び設備に変更があったにもかかわらず、変更届出書を提出していない。
(事例:届出されないまま介護材料室を更衣室として使用。
トイレを汚物処理室として使用等。)

② 建物設備等の適正な管理

指定条例	指定条例施行規則
<p>(設備) 第5条(抜粋) 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>一 居室</p> <p>二 静養室</p> <p>十 <u>消火設備その他の非常災害に際して必要な設備</u></p> <p>2 居室は、次に掲げる基準を満たさなければならない。</p> <p>三 <u>ブザー又はこれに代わる設備を備えること。</u></p>	<p>(設備の基準) 第4条(抜粋) 3 条例第5条第4項第2項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>一 <u>静養室</u> 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。 (※東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例施行規則第5条第3項第1号により、静養室には、ブザー又はこれに代わる設備を設けることが必要である。)</p>

【チェックポイント】

- 届け出の平面図・設備等の変更箇所はあるか？(ラウンド時に確認)
- 消火・防災設備等が整備されているか？(ラウンド時に確認)
- 設備等の変更にかかる届け出が提出されているか？(変更届出書)

② 建物設備等の適正な管理

介護保険法	介護保険法施行規則
<p>(変更の届出)</p> <p>第89条 指定介護老人福祉施設の開設者は、開設者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、<u>10日以内に</u>、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p>	<p>(指定介護老人福祉施設に係る指定の申請等)</p> <p>第134条 法第86条第1項の規定により指定介護老人福祉施設の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定の申請に係る施設の開設の場所を所管する都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>(抜粋)</p> <p><u>7 建物の構造概要及び平面図(各室の用途を明示するものとする。)並びに設備の概要</u></p> <p>(指定介護老人福祉施設の開設者の住所の変更の届出等)</p> <p>第135条 指定介護老人福祉施設の開設者は、第134条第1項第1号、第2号、第4号(当該指定に係る事業に関するものに限る。)、<u>第6号、第7号、第9号、第10号、第13号及び第15号</u>に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定介護老人福祉施設の開設の場所を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。</p>

③ 適正な勤務表等の作成

【指摘事例】

- 指定介護老人福祉施設ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、介護職員及び看護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にしなければならないが、併設する事業所（通所等）と一体となった勤務表を作成しており、当該施設の勤務体制が明確になっていない。

③ 適正な勤務表等の作成

指定条例	指定条例施行要領
<p>(勤務体制の確保等) 第10条第1項 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう従業者の勤務体制を定めなければならない。</p> <p>(記録の整備) 第41条第1項 指定介護老人福祉施設は、従業者、設備及び会計に関する記録を整備しなければならない。</p>	<p>(勤務体制の確保等) 第4の6 (1) 条例第10条第1項は、<u>指定介護老人福祉施設ごとに、原則として月ごとに勤務表(介護職員の勤務体制を2以上で行っている場合は、その勤務体制ごとの勤務表)</u>を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、介護職員及び看護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にすることを定めたものであること。</p>

【チェックポイント】

- ❑ 月ごとに勤務表及び出勤簿が作成・整備・保管されているか？(勤務表、出勤簿)
- ❑ 兼務、常勤・非常勤の別が明確にされているか？(勤務表、出勤簿、辞令、雇用契約書)

④ 事故防止対策

【指摘事例】

- 事故が生じた際には**その原因を解明し、再発を防ぐための対策**を講じなければならないが、事故防止対策委員会において、報告された介護事故を集計し、分析をしていない。（発生時の状況等の分析、発生原因、結果等のとりまとめ、防止策の検討等。）
- 従業者に対し、事故の発生及び再発を防止するための**研修を実施**していない。
- 事故が発生した場合は、速やかに区市町村、入所者の家族等に連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないが、骨折事故、誤薬事故等について、**当該区市町村に報告**されていない。（注：東京都への報告は後記参照）

④ 事故防止対策

指定条例	指定条例規則
<p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第38条 指定介護老人福祉施設は、事故の発生及び再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、<u>速やかに区市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>3 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p> <p>【チェックポイント】</p> <p>□ 事故が発生した際に、速やかに区市町村、入所者の家族等に連絡されているか(事故報告書、サービス提供記録)</p>	<p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第8条 条例第38条第1項に規定する規則で定める措置は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>1 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法その他必要な事項が記録された事故発生の防止のための指針を整備すること。</p> <p>2 事故が発生した場合又は事故に至る危険性がある事態が生じた場合に、<u>当該事実が適切に報告され、かつ、当該事実の分析による改善策を、従業者に十分周知することができる体制を整備すること。</u></p> <p>3 事故発生の防止に係る対策を検討するための事故防止対策委員会その他の委員会を定期的に開催すること。</p> <p>4 従業者に対し、<u>事故発生の防止のための研修を定期的に実施すること。</u></p> <p>5 前各号に掲げる措置を適切にするための担当者を置くこと。</p>

④ 事故防止対策

指定条例施行要領

第4の31 事故発生の防止及び発生時の対応

(1) 事故発生の防止のための指針

指定介護老人福祉施設が整備する「事故発生の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

- ① 施設における介護事故の防止に関する基本的考え方
- ② 介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項
- ③ 介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針
- ④ 施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうな場合(ヒヤリ・ハット事例)及び現状を放置しておくこと介護事故に結びつく可能性が高いもの(以下「介護事故等」という。)の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針
- ⑤ 介護事故発生時の対応に関する基本方針
- ⑥ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ⑦ その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針

【チェックポイント】

- 事故発生防止のための指針が整備されているか？(全マニュアル綴り)
- 指針に、①から⑦までの項目が盛り込まれているか？(指針)

④ 事故防止対策

指定条例施行要領

第4の31 事故発生の防止及び発生時の対応

(3) 事故防止検討委員会

指定介護老人福祉施設における「事故発生の防止に係る対策を検討するための委員会」（以下、「事故防止検討委員会」という。）は、介護事故発生の防止及び再発防止のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にすることが必要である。

なお、事故防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。事故防止委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。

また、事故防止検討委員会に施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

【チェックポイント】

- 事故防止検討委員会が、定期的開催されているか？（会議録、年間予定表）
- 委員会の構成メンバーは、幅広い職種により構成されているか？（会議録）

④ 事故防止対策

指定条例施行要領

第4の31 事故発生の防止及び発生時の対応

(4) 事故発生防止のための従業者に対する研修

介護職員その他の従業者に対する事故発生の防止のための研修の内容としては、事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定介護老人福祉施設における指針に基づき、安全管理の徹底を行うものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定介護老人福祉施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催するとともに、新規採用時には必ず事故発生の防止の研修を実施することが重要である。

また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。

【チェックポイント】

- ❑ 研修は、年2回以上開催され、介護職員その他の従業者が受講しているか？
- ❑ 新規採用時に、必ず、事故発生の防止の研修が実施されているか？
- ❑ 研修を実施したことが記録されているか？（研修実施記録）

④ 事故防止対策

指定条例施行要領

第4の31 事故発生の防止及び発生時の対応

(5) 事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者

指定介護老人福祉施設における事故発生を防止するための体制として、* (1)から (4)までに掲げる措置を適切に実施するため、**専任の担当者を置くことが必要**である。当該担当者としては、事故防止検討委員会の安全対策を担当する者との同一の従業者が務めることが望ましい。

* (1)事故発生の防止のための**指針**

(2)事故の**報告**及びその分析を通じた改善策の従業者に対する**周知徹底**

(3)事故発生の防止のための**委員会**(事故防止検討委員会)

(4)事故発生防止のための従業者に対する**研修**

【チェックポイント】

- ❑ 事故発生防止等の措置を適切に実施するための**担当者**が置かれているか？
- ❑ **担当者は専任か？**(指針・マニュアル等、辞令、業務分担表)

⑤ 介護報酬

【指摘事例】

- 看護体制加算(Ⅰ)について、**看護師を常勤で配置していない**にもかかわらず、算定していた。
- 経口維持加算(Ⅰ)について、**食事の観察及び会議等を月1回以上開催**しておらず、また、入所者又は家族に対し経口維持計画の**同意が得られた日の属する月より以前**から算定していた。
- 療養食加算について、心臓疾患の減塩食を**塩分総量6.0g未満**で提供していないにもかかわらず、算定していた。

⑤ 介護報酬

＜介護報酬(加算)算定時の注意点＞

- 1 届出をしている加算を算定しているか？
- 2 加算の算定要件を満たしているか？要件の全てを確認してください。
- 3 加算算定の根拠資料を作成し、保管されているか？
- 4 加算算定の根拠となる資料を、組織内で複数の目で、最終的には施設長まで確認(複数人でチェック)し、要件を満たしたうえで算定しているか？
- 5 定員超過利用・人員基準欠如の場合、算定できない加算があります。

⑤ 介護報酬

例示：経口維持加算

告示第21号	老企第40号
<p>チ 経口維持加算（抜粋）</p> <p>（1）経口維持加算（Ⅰ）</p> <p>（2）経口維持加算（Ⅱ）</p> <p>注1 (1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注6又は経口移行加算を算定している場合又は算定しない。</p> <p>注2 (2)については、協力歯科医療機関を定めている指定介護老人福祉施設が、経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合であつて、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第2条第1項第1号に規定する医師を除く。）、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合は、1月につき所定単位数を加算する。</p>	<p>第2 居宅サービス単位数表（短期入所生活介護費から特定施設入居者生活介護費に係る部分に限る。）及び施設サービス単位数表</p> <p>5 介護福祉施設サービス</p> <p>(26) 経口維持加算（Ⅰ）については、次に掲げるイからハまでの通り、実施するものとする。</p> <p>①イからハ 略</p> <p>②経口維持加算（Ⅱ）における食事の観察及び会議等の実施に当たっては、医師（指定介護老人福祉施設基準第2条第1項第1号に規定する医師を除く。）歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士のいずれか1名以上が加わるることにより、多種多様な意見に基づく質の高い経口維持計画を策定した場合に算定されるものであること。</p> <p>③経口維持加算（Ⅰ）及び経口維持加算（Ⅱ）の算定に当たり実施する食事の観察及び会議等は、関係職種が一堂に会して実施することを想定しているが、やむを得ない理由により、参加するべき者の参加が得られなかった場合は、その結果について終了後速やかに情報共有を行うことで、算定を可能とする。</p> <p>④管理体制とは、食事の中止、十分な排痰、医師又は歯科医師と緊密な連携等が迅速に行われる体制とすること。</p>

⑤ 介護報酬

例示：経口維持加算

告示第95号

67 経口維持加算の基準

- イ 通所介護費等算定方法第10号、第12号、第13号、第14号及び第15号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。（定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。）
- ロ 入所者又は入院患者の摂食若しくは嚥下機能が医師の判断により適切に評価されていること。
- ハ 誤嚥等が発生した場合の管理体制が整備されていること。
- ニ 食形態に係る配慮など誤嚥防止のための適切な配慮がされていること。
- ホ ロからニまでについて医師、管理栄養士、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して実施するための体制が整備されていること。

【チェックポイント】

□ 経口維持加算の算定にあたり、全ての要件を満たしたうえで算定しているか？

⑤ 介護報酬

<算定要件>

◆「告示第21号」=指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準

(平成12年2月10日厚生省告示第21号)

◆「老企第40号」=指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

(平成12年3月8日老企第40号)

⑤ 介護報酬

<算定要件>

◆「告示第94号」＝厚生労働大臣に定める基準に適合する利用者等（平成27年3月23日厚生労働省告示第94号）

◆「告示第95号」＝厚生労働大臣が定める基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第95号）

◆「告示第96号」＝厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年3月23日厚生労働省告示第96号）

◆厚生労働省ホームページ「介護サービス関係Q&A」ほか

⑤ 介護報酬

<減算>

(1) 定員超過利用による減算

(やむ得ない措置等による定員の超過)

(2) 看護・介護職員の人員基準欠如による減算

(3) 看護・介護職員以外の人員基準欠如による減算

(4) 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合による減算

(5) ユニットにおける職員に係る減算

(6) 身体拘束廃止未実施減算 (別記)

(7) 安全管理体制未実施減算 (令和3年10月1日以降適用)

* 条例施行規則第8条第1項 (指定介護老人福祉施設基準第35条第1項に規定する基準に適合しているか?)

⑤ 介護報酬

<減算>

(6) 身体拘束廃止未実施減算

厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の10/100に相当する単位数を所定単位数から減算する。(厚告第21号別表1イ・ロ注4)

身体拘束廃止未実施減算については、施設において身体拘束等が行われていた場合ではなく、指定介護老人福祉施設基準第11条第5項又は第42条7項の記録(指定介護老人福祉施設基準第11条第4項又は第42条第6項)に規定する身体拘束等を行う場合の記録)を行っていない場合及び指定介護老人福祉施設基準第11条第6項又は第42条第8項に規定する措置を講じていない場合に、入所者全員について所定単位数から減算することとなる。(具体的には、**記録を行っていない、又は身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない、かつ身体的拘束適正化のための指針を整備していない、かつ身体的拘束適正化のための定期的な研修を実施していない**)事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、**入所者全員について所定単位数から減算**する。(老企第40号第2の5(5))

2 今後の施設運営について

(1) 防犯体制等の見直し

- ・防犯体制の再確認(施設内の死角等の確認、防犯カメラの再点検、施錠ドアの暗証番号等の定期的な変更)
- ・外部からの不審者の侵入防止
- ・施設内における、暴力事案・虐待事案の予防・防止

(2) 医薬品の使用の介助(誤薬等)

- ・平成31年2月18日付30福保高施第2160号通知「高齢者福祉施設における適正な医薬品の使用の介助について(通知)」の徹底
(関連通知:平成17年7月26日付医政発第0726005号「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について(通知)」)
- ・介護職が医薬品の使用の介助を行う場合、誤薬等の事故が発生することのないよう運用及び点検の徹底を図ること。

2 今後の施設運営について

(3) 施設における事故等の報告

- ・平成26年6月20日付26福保高施第421号通知
「施設における事故等の報告について」
- ・東京都へ報告が必要な事例
 - (1) 入所者及び利用者の死亡等、重大な事故が発生した場合
 - (2) 食中毒や感染症、その他、入所者に感染が拡大しているもの
 - (3) その他、施設運営に係る重大な事故等が発生した場合

(4) 感染症の予防及びまん延防止（訓練は、経過措置あり）

- ・感染対策委員会（3月に1回以上）、指針、研修（年2回以上）、訓練
「介護現場における感染対策の手引き」参照

(5) 職場におけるハラスメント等防止への対応

- ・方針の明確化、従業者周知・啓発、相談体制、担当者の設置等

2 今後の施設運営について

(6) 新たな加算(減算)への対応(令和3年度介護報酬)

- ・安全管理体制未実施減算(指針、報告と周知、委員会、研修、専任担当者)
- ・安全対策体制加算等(上記に加え、**担当者**は安全対策に係る**外部研修の受講**)
- ・ADL維持等加算
- ・栄養マネジメント強化加算
- ・自立支援促進加算
- ・科学的介護推進体制加算 他

(7) 施設内虐待の防止(R6.3.31までの間 経過措置あり)

- ・経過措置期間ではあるが、虐待の発生及び再発を防止するための措置を積極的に講じていただきたい。

3 令和6年3月31日まで経過措置中の施設サービスの基準について

- 1 虐待の防止
- 2 業務継続計画の策定等
- 3 認知症に係る基礎的な研修の受講
- 4 介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練
- 5 栄養管理
- 6 口腔衛生の管理

3 令和6年3月31日まで経過措置中の施設サービスの基準について

1 虐待の防止

- ① 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に十分に周知すること。
- ② 虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- ④ 上記①から③までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- ⑤ 運営規程に「虐待の防止のための措置に関する事項」を定めること。

2 業務継続計画の策定等

- ① 感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉サービスの提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下、「業務継続計画という。))を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じること。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知すること。
- ③ 従業者に対し、必要な研修及び訓練を定期的(年2回以上)に実施すること。
- ④ 定期的に、業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

3 認知症に係る基礎的な研修の受講

全ての従業者(看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等を除く)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させること。

4 介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練

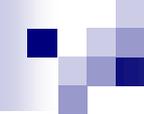
施設において介護職員その他の従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

5 栄養管理

入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、入所者が自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うこと。

6 口腔衛生の管理

入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うこと。



施設の職員の皆様におかれては、入所(居)者の安全・安心・快適な生活のために御尽力いただき、ありがとうございます。

ご視聴ありがとうございました。